

平成30年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（臨時会）会議議事予定
（平成30年11月15日（木）午後3時～ 場所：久留米市役所13階1301会議室）

1 前回会議の概要報告

2 諮問案件の審議

- (1) 久留米市基幹系業務システムの再編事業に伴う各基幹系業務システムの導入・運用保守業務委託において、現行基幹系業務システムにて管理しているデータの分析及び新システムに移行する作業を、受託者が保有する開発拠点にて実施するため、受託者に個人情報を含む対象データをDVD等の記録媒体にて提供することの可否について、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【総務部情報政策課】

3 その他

平成30年度第3回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：平成30年10月5日（金） 午前10時00分～午前10時30分

場 所：市役所3階 308会議室

出席者：武藤会長、日野委員、西村委員、穴見委員、西田委員、小路口委員、相澤委員、吉岡委員、以上8名（欠席：松尾委員）

事務局：吉村主幹、舞弓主幹、林田課長補佐、中島

その他：生活支援第1課（増田課長、良永主査）、総務部総務課（河野課長補佐、岡本主査、牛島）、市民税課（伊豫課長、大平）、資産税課（野田課長補佐、草野）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等はなく、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

* 諮問案件2、諮問案件1の順で審議を行った。

【諮問案件2】

「平成30年7月豪雨」に関し、久留米市が市民等から預かった義援金と福岡県から久留米市へ配分された義援金（福岡県、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会が受け入れている義援金）とを、市内の床上浸水被災世帯へ配分する業務を総務部総務課において実施するに当たり、生活支援第1課が実施する災害見舞金等交付業務及びり災証明書発行業務において収集した申請者の個人情報を利用することに関し公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）について

【健康福祉部生活支援第1課】

—資料をもとに生活支援第1課から説明—

(D委員) 災害見舞金の支給は今回に限られることではないと思うが、今までどのようにしていたのか。

(担当課1) 災害見舞金については、申請書の提出を受けて支給している。

(担当課2) 災害義援金について、平成24年度の豪雨災害の際にも、被災者支援のため、生活支援課から総務部総務課へ義援金配分に必要な情報の提供を受けている。今回平成30年7月の豪雨災害に係るものとして、あらためて審議をお願いするものである。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件1】

個人県民税の納税義務者のうち、自動車税、個人事業税、不動産取得税の滞納者に係る税務情報（軽自動車の所有の有無、固定資産の所有の有無）の提供を福岡県に対しオンライン結合等により行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民税課】

【市民文化部資産税課】

—資料をもとに市民税課から説明—

(B委員) 差押えに関して、これまで久留米市と福岡県が一緒に行っていなかったのか。

(担当課) 詳細は把握していないが、久留米市と福岡県が協力して徴収を行うことについては間違いない。

(B委員) 固定資産税については市税であると分かるが、軽自動車税は県税ではないのか。

(担当課) 自動車税は県税であり、福岡県が把握しているものだが、軽自動車税は市税であり、自動車税とは税目が異なり、福岡県は把握できないものである。

(A委員) 自動車税、個人事業税、不動産取得税が県税で、固定資産税、軽自動車税が市税ということか。

(担当課) その通り。

(A委員) 資料8ページの福岡県からの依頼文書は地方税法20条の11に基づくものであり、福岡県は地方税法を根拠に官公署又は政府関係機関に簿書の照会や提供を求めることができ、当該個人情報オンライン結合するに当たって答申を求めるということか。

(担当課) その通り。

(F委員) オンライン結合を行うということは、久留米市からも福岡県が保有する情報を見ることができるということか。

(担当課) 久留米市から福岡県の情報を見ることはできない。また、福岡県が見ることはできるのは久留米市が送ったデータのみである。久留米市から福岡県へ必要なデータをその都度送るようになっている。

(C委員) オンライン結合に際して情報漏えいは発生しないと考えてよいか。

(担当課) インターネット回線とは異なるLGWANという専用回線を用いて久留米市から福岡県へ情報提供を行うので、情報の漏えいはあり得ないと考える。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

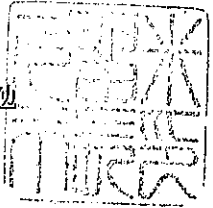
3 その他

* 特になし。

30情政第1810号
平成30年11月2日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(総務部情報政策課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

久留米市基幹系業務システムの再編において、基幹系業務システムの導入・運用保守業務委託に際し、個人情報が含まれるデータ（電磁的記録媒体）の提供を受託者に対しオンライン結合等により行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について。



【諮問案件 1】

久留米市基幹系業務システムの再編事業に伴う各基幹系業務システムの導入・運用保守業務委託において、現行基幹系業務システムにて管理しているデータの分析及び新システムに移行する作業を、受託者が保有する開発拠点にて実施するため、受託者に個人情報を含む対象データをDVD等の記録媒体にて提供することの可否について、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【総務部情報政策課】

○業務概要

本市では、現在、住民基本台帳・税・国民健康保険等の個人情報を含む業務（基幹系業務）を総合的に行うためのシステムである総合行政システム（別紙1）の構築及び運営管理を行政システム九州・テクノカルチャーシステム共同企業体に委託している。つまり、現在は、すべての業務システムを1つの業者へ委託しているという状況であるが、現在の契約が平成31年12月に満了することから、基幹系業務システムの見直しを行い、各業務の所管課が最適な業務システムを選ぶことができるように、業務システムごとに業者を選定し、委託することとした。

今回、基幹系業務システムの再構築に当たり、受託者が久留米市の庁舎外の開発拠点において作業を行うため、基幹系業務の情報をDVD等の記録媒体に格納して、受託者に提供するものである。

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

基幹系業務システムの再構築は、開発期間が限られており、また、関係する業務システムは多岐にわたり、扱うデータ量も膨大である。本来、個人情報を含む行政情報を扱う作業は、久留米市の庁舎内で行うことが原則であるが、作業室が使える時間帯、作業スペース及び使用できる機器類が限られた中では、受託者の作業効率の面からスケジュールに遅れが発生する可能性が高くなる。そのため、受託者が久留米市の庁舎外の開発拠点において作業を行うため、現行の基幹系業務システムで管理している個人情報を含むデータをオンライン結合等により外部に持ち出して作業をすることには公益上の必要性がある。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

情報提供に関しては、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施したデータをDVD等の記録媒体に格納し、受託者に受領証又は預り証を交付させたいうで引渡しを行う（別紙2）。

また、プライバシーマーク（※1）の付与認定を受けていることを受託者の条件とし、業務委託契約書に個人情報取扱特記事項（別紙3）を定め、個人情報保護のために必要な措置を行うこととしており、当該オンライン結合等により個人の権利利益を侵害するおそれはない。

※1 プライバシーマーク

プライバシーマークとは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

○提供する個人情報の内容

現行の基幹系業務システム (Acrocity) にて管理するデータ (詳細は、別紙4「対象業務一覧及び移行データ」を参照)

○実施時期 (個人情報利用期間)

平成30年11月以降から平成31年12月31日までとし、作業の進捗状況に合わせて、期間中に6回程度の最新情報の提供を予定している。

基幹系システム

総合行政システム

住記系システム

住民票

印鑑

自動交付機

IDカード

住居表示

人口統計

国民年金

敬老祝金

医療費助成システム

医療費助成（障害者医療）

医療費助成（ひとり親医療）

医療費助成（乳幼児医療）

医療費助成（高額医療費）

税系システム

法人市民税

事業所税

個人住民税

軽自動車税

固定資産税

土地沿革

総合照会

総合収納

総合滞納

住宅系システム

公営住宅

住宅新築金貸付

健康保険システム

国民健康保険（資格）

国民健康保険（給付）

国民健康保険料

国保減免計算

共通

職員認証管理

統合データベース

外字管理

EUC

行政基本

OCR

教育

障害者福祉システム

心身障害者台帳（精神障害者
保健福祉手帳）

心身障害者台帳（自立支援医
療）

障害者総合支援（障害福祉サ
ービス）

障がい者認定審査会

心身障害者台帳（身体障害者
手帳）

畜犬管理

生活保護

母子寡婦福祉資金貸付

就学援助

選挙システム

選挙

財産区・漁業委員選挙

介護保険系システム

介護保険

認定審査会

地域包括支援センター事務処理
支援

子ども支援系システム

児童手当（子ども手当）

児童扶養手当

幼稚園就園奨励補助金

保育料

子ども子育て

農地関係システム

農家台帳

水田台帳

農業委員選挙

戸籍・住基ネット

後期高齢者

健康管理

情報提供の方法

- 富士通株式会社

- ・ 開発拠点

- ・ 富士通幕張システムラボラトリ (千葉市美浜区中瀬 1-9-3)
- ・ 富士通関西システムラボラトリ (大阪市中央区城見 2-2-6)
- ・ 岡山システムサービス (岡山市東区西大寺新地 220 番 1)

- ・ 受渡し方法

事前に持ち出しするテーブル、マスキングする項目を決定したうえで、受託先の移行担当者が暗号化もしくはパスワードロックしたHDDディスクを2名体制で持ち出しし、搬送する。暗号化・パスワードはプロジェクト管理者もしくは開発責任者が設定し、開発拠点に持ち込んだ際に、プロジェクト管理者もしくは開発責任者が解除する。持ち出しに際しては申請書を記載し、久留米市にて承認・押印後にデータ持ち出しを実施する。

- 株式会社アイネス

- ・ 開発拠点

- ・ 株式会社アイネス 九州支社
(福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号 日本生命博多駅前ビル9階)

- ・ 受渡し方法

DVD・Blu-rayDisc等の可搬メディア媒体に暗号化したデータを格納し、可搬メディア媒体の運搬には、受託先の管理職含む2名体制にて、施錠出来るハードケースに収納し、委託先事業所内の個人情報取扱区画レベル3まで運搬を行う(個人情報取扱区画については、別添「【別添】アイネス_個人情報取扱区画」を参照)。

- 北日本コンピューターサービス

- ・ 開発拠点

- ・ 北日本コンピューターサービス 関西支社
(大阪市淀川区宮原4丁目1番4号 KDX新大阪ビル3F)

- ・ 受渡し方法

DVD-ROM 等の可搬メディア媒体に暗号化したデータを格納し、施錠可能なケースに格納し、受託先の担当者2名体制で公共機関にて搬送を行う。また、データ授受の際には、【別添】北コン_預り書を発行し、期限と期限後の取扱いの確認を行い、預り書を基に持出データの取扱いについて管理する。

- 株式会社佐賀電算センター

- ・ 開発拠点

- 佐賀電算センター

- (佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木 1427 番地 7)

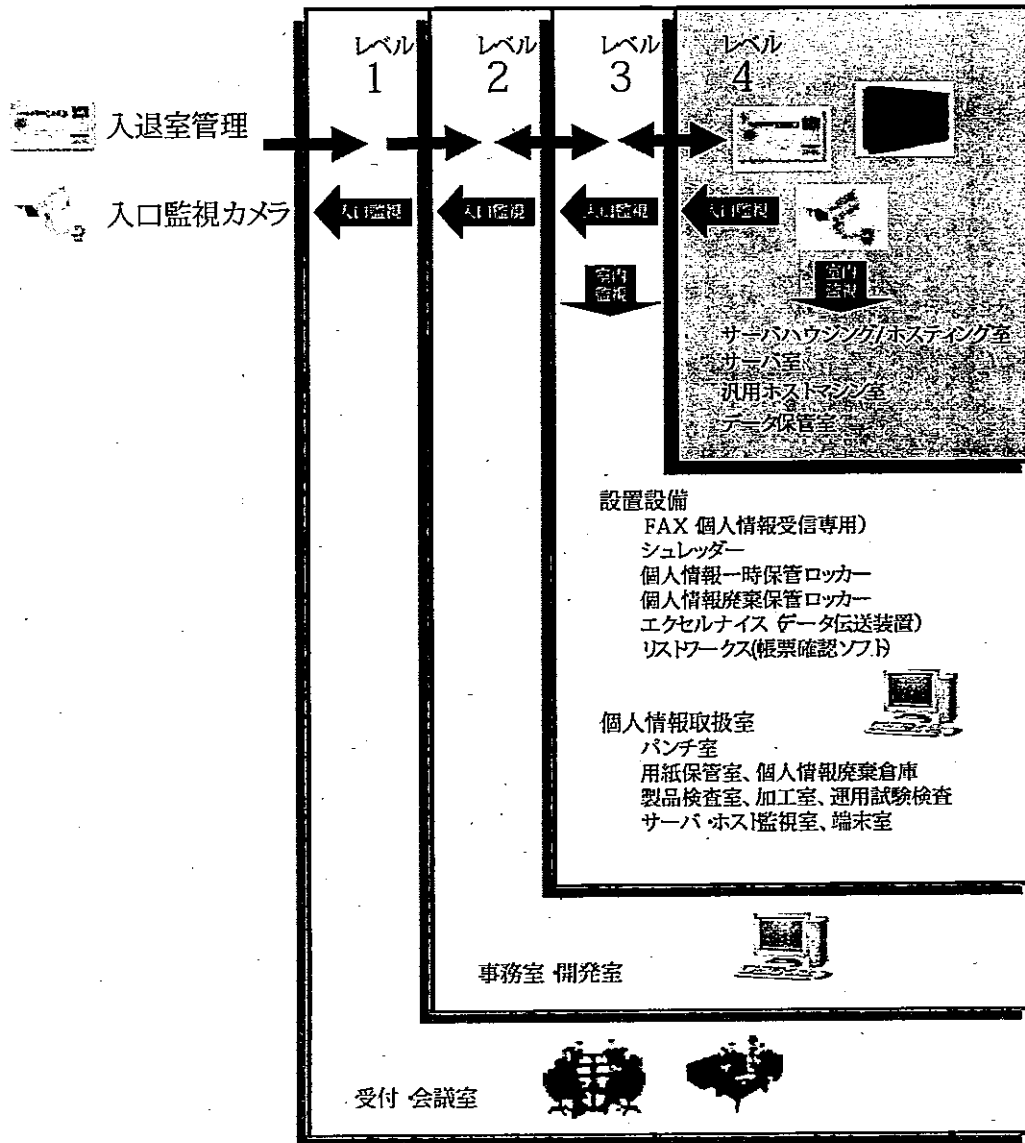
- ・ 受渡し方法

- CD-ROM 及び DVD-ROM に暗号化したデータを格納し、受託業者社員にて2重で施錠可能なジュラルミンケースに格納し、自動車にて搬送を行う。また、データ授受の際には、いつ、誰が、どの数のデータを受領し、いつ、誰が返却したかを確認する授受票をもとに管理する。

個人情報取扱区画

※お客様の個人情報 情報処理サービスのデータは、個人情報取扱区画 (レベル3, 4) だけしか存在しません。

セキュリティ区画



個人情報取扱区画 (レベル3, 4)

顧客データ 個人情報)の使用可能区域

- 私物 (鞆、バッグ等)持込禁止
- 携帯電話、カメラ、記録媒体 (無許可)の持込禁止
- E-mail禁止、インターネット接続禁止

個人情報一時保管ロッカーの設置

個人情報シュレッダーゴミ保管庫の設置 (支社)

個人情報帳票シュレッダーの設置

個人情報取扱禁止区画 (レベル1, 2)

顧客データ 個人情報)の使用禁止区域

別紙8

発行部門： 生活保護ソリューション部 S I サービス課	預り書	発行No	
		発行年月日	
		発行者名	

PMS申請No.		PMS承認日	
お客様名	福岡県久留米市 様	個人情報の有無	預ったデータには個人情報が含まれる・含まれない
預り品名称		個人情報収集の適切性	適切に収集されたことを確認できた・確認できなかった
媒体種別		媒体所有者名	
使用目的			
使用条件	お預かりしたデータを第三者に提供または預託することはありません。		
預りデータ 検査内容		検証承認欄	
返却予定日			
返却方法			
上記件名についてお貸しします。			
お客様名 (お客様記入欄)		ご確認日 (お客様記入欄)	
上記件名についてお預かりいたします。			
預り者名		お預り日	

預り品の返却について

お預かりした弊社環境下のデータを消去いたしました。			
消去者名		消去日	
上記件名についての預り品を返却いたします。			
返却者名		ご返却日	
上記件名についての預り品の返却を確認しました。			
お客様名 (お客様記入欄)		ご確認日 (お客様記入欄)	

※上記につきましてのご不明点、右記までご連絡ください。

【預りデータの管理責任者】

〒532-0003

大阪市淀川区宮原4丁目1番4号

KDX新大阪ビル3F

北日本コンピューターサービス株式会社

関西支社

生活保護ソリューション部 S I サービス課 目黒 誠人

TEL:06-6394-8666

FAX:06-6394-8606

制定・改訂年月日	2002/10/22(初版)	2007/07/24(改訂)	2015/09/30(改訂)	SE-220-04
----------	----------------	----------------	----------------	-----------

個人情報取扱特記事項

久留米市（以下「甲」という。）と富士通株式会社九州支社共同事業体（以下「乙」という。）とは、久留米市共通基盤の運営業務（以下「本業務」という。）の個人情報の保護について、次のとおり定める。

（基本的事項）

第1条 乙は、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）第25条の規定に基づき、委託業務に関する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（乙の義務）

第2条 乙は、委託業務を処理するために知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約期間終了後も同様とする。

（個人情報の保管）

第3条 乙は、委託業務を処理するために思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報の保管を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の意見を聴き、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（個人情報の収集）

第4条 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該個人（以下「本人」という。）の同意があるときを除き、本人以外から収集してはならない。ただし、あらかじめ甲の意見を聴き、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（目的外使用及び第三者への提供禁止）

第5条 乙は、委託業務に係る個人情報を委託業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の意見を聴き、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（授受及び搬送）

第6条 乙は、委託業務を処理するため個人情報が記録された資料等の授受及び搬送を行うときは、個人情報の紛失、滅失及び破損等の事故が発生しないようにしなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、委託業務を処理するために、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製をしてはならない。

(個人情報の管理及び返還等)

第8条 乙は、個人情報の保管を行う場合には、個人情報の紛失、滅失及び破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約期間終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄)

第9条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄(消去を含む。)したときは、市に報告しなければならない。

(委託先の監督)

第10条 乙は、委託業務の一部を委託する場合、委託先における委託業務に係る個人情報の保護については、乙が責任をもって監督するものとする。

(報告等)

第11条 甲は、乙が委託業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについて、事故が発生したときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(従事者の監督)

第12条 乙は、委託業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第13条 甲は、乙の委託業務に係る個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(個人情報の開示、訂正、削除、目的外使用等の中止請求への対応)

第14条 乙は、個人から委託業務における自己に関する情報開示、訂正、削除、目的外使用等の中止の請求に応じることができるよう規程の整備を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この特記事項に定める義務等を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(監査及び検査)

第16条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(事故時等の公表)

第17条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティに関する事件及び事故等が発生した場合は、必要に応じ、当該事故等を公表することとする。

以 上

対象業務一覧及び移行データ

NO	対象業務	運用開始	情報名称(DB名称)	提供先(受託者)
1	住民記録	平成32年1月	基本情報	富士通株式会社 コンビニ交付業務受託業者
2			外国人固有情報	
3			通称履歴	
4			通称過去履歴	
5			個人番号情報	
6			旧氏情報	
7			住民票コード空番号管理	
8			J-NET発番管理	
9			転出証明情報	
10			異動受付	
11			申請者情報	
12			広域交付発行停止	
13			法務省通知ファイル	
14			法務省通知管理	
15			法務省通知異動事由	
16			法務省通知内容	
17			異動受付内容テーブル	
18			メモ情報	
19			受付世帯情報	
20			受付個人情報	
21			受付外国人個人情報	
22			異動受付詳細	
23			受付個人番号情報	
24			個人番号要求	
25			住基カード情報管理DB	
26			個人番号カード情報管理	
27			送付場所情報管理	
28			個人番号カード発行状況通知	
29			住民票副本管理	
30			異動情報累積	
31			転出確定通知	
32			管内住所通知	
33			住民記録参照	
34	印鑑登録	平成32年1月	印鑑基本	富士通株式会社 コンビニ交付業務受託業者
35			印影	
36			照会	
37			印鑑備考	
38	市民カード	平成32年1月	IDカード基本	富士通株式会社
39			IDカード履歴	
40	国民年金	平成32年1月	被保険者名簿	富士通株式会社
41			被保険者履歴	
42			特記情報	
43			受給権者名簿	
44			扶養申立情報	
45			メモ情報	
46			被保険者履歴オプション	
47			受給権者名簿オプション	
48			異動累積	
49			納付記録	
50			公年記録	
51			社保連携(所得・全額免除者分)	
52			社保連携(所得・猶予該当者分)	
53			社保連携(所得・未納者分)	
54			社保連携(受入・全額免除者分)	
55			社保連携(受入・猶予該当者分)	
56			社保連携(受入・未納者分)	
57			給付金(所得)	
58	給付金(受入)			
59	医療費助成(重度障害者医療)	平成32年1月	受給者マスタ	株式会社アイネス
60			障害者情報マスタ	
61			医療費給付マスタ	
62			医療費過誤マスタ	
63			所得制限マスタ	
64			保険者附加給付計算マスタ	
65			附加給付計算式マスタ	
66			高額療養費情報	
67	高額療養費合算			

対象業務一覧及び移行データ

NO.	対象業務	運用開始	情報名称(DB名称)	提供先(受託者)
68	医療費助成(ひとり親医療)	平成32年1月	受給者マスタ	株式会社アイネス
69			母子情報マスタ	
70			医療費給付マスタ	
71			医療費過誤マスタ	
72			所得制限マスタ	
73			保険者附加給付計算マスタ	
74			附加給付計算式マスタ	
75			養育費マスタ	
76			高額療養費情報	
77			高額療養費合算	
78	医療費助成(子ども医療)	平成32年1月	受給者マスタ	株式会社アイネス
79			医療費給付マスタ	
80			医療費過誤マスタ	
81			所得制限マスタ	
82			保険者附加給付計算マスタ	
83			附加給付計算式マスタ	
84			高額療養費情報	
85			高額療養費合算	
86	児童手当(子ども手当)	平成32年1月	受給者マスタ	株式会社アイネス
87			児童マスタ	
88			支払マスタ	
89			メモマスタ	
90			現況届履歴	
91			配偶者マスタ	
92			支払明細マスタ	
93			徴収依頼情報マスタ	
94			徴収結果情報マスタ	
95			児童手当副本管理	
96	児童扶養手当	平成32年1月	全部支給証書発行者リスト	株式会社アイネス
97			受給者支給額管理マスタ	
98			所得マスタ	
99			児童マスタ	
100			児童マスタ(父母情報)	
101			世帯・近親者マスタ	
102			一部支給停止適用マスタ	
103			備考マスタ	
104			支給備考マスタ	
105			償還備考マスタ	
106			支給マスタ	
107			児童毎支給額管理マスタ	
108			返納金償還マスタ	
109			返納履歴マスタ	
110			督促・提出指導マスタ	
111			年金情報	
112	申請管理マスタ			
113	探番マスタ			
114	所得限度額マスタ			
115	支給額マスタ			
116	一部支給額管理マスタ			
117	第2子以降加算額算出係数管理マスタ			
118	WJ児童扶養手当:運用パラメータ			
119	WJ児童扶養手当:児童扶養手当口座マスタ			
120	基準額マスタ			
121	児童扶養手当行政基本履歴マスタ			
122	特別児童扶養手当	平成32年1月	全部支給証書発行者リスト	株式会社アイネス

対象業務一覧及び移行データ

NO.	対象業務	運用開始	情報名称(DB名称)	提供先(受託者)
123	子ども子育て支援	平成32年1月	管理マスタ	株式会社アイネス
124			階層マスタ	
125			階層判定マスタ	
126			基準額マスタ	
127			延長保育基準額マスタ	
128			保育単価マスタ	
129			定員区分管理マスタ	
130			地域区分管理マスタ	
131			公定価格マスタ	
132			施設管理マスタ	
133			分園施設管理マスタ	
134			施設職員・入所児童数管理マスタ	
135			施設区分別金額マスタ	
136			分園管理マスタ	
137			特定負担金単価マスタ	
138			特定負担金費目マスタ	
139			保育実施調査マスタ	
140			同点对応パラメータ管理マスタ	
141			整理番号管理マスタ	
142			職員状況マスタ	
143			事業者マスタ	
144			認可施設・事業所管理マスタ	
145			確認施設・事業所管理マスタ	
146			確認施設・事業所管理マスタ(住所・管理者)	
147			確認連携施設管理マスタ	
148			確認施設設備マスタ	
149			確認施設職員状況マスタ	
150			施設・事業所特記事項マスタ	
151			児童基本マスタ	
152			事業固有情報マスタ	
153			申請マスタ	
154			必要書類マスタ	
155			実施調査票マスタ	
156			アレルギー管理マスタ	
157			内定履歴マスタ	
158			内定履歴マスタ(ワーク)	
159			備考マスタ	
160			年度別世帯共通情報マスタ	
161			年度別世帯税情報マスタ	
162			年度別共通保護者情報マスタ	
163			延長保育マスタ	
164			延長保育日別マスタ	
165			給食費ファイル	
166			預かり保育申請データ	
167			預かり保育実績データ	
168			実費徴収実績データ	
169			減免情報マスタ	
170			世帯構成マスタ	
171			調定マスタ	
172			口座振替累積データ	
173			調定異動管理マスタ	
174			調定履歴マスタ	
175			収納履歴マスタ	
176			分納相談マスタ	
177			分納相談メモ	
178			分納滞納調定マスタ	
179			分納計画マスタ	
180			分納対象調定マスタ	
181			分納計画後調定兼収納マスタ	
182			納付書再発行連絡用マスタ	
183			延滞金明細発行連絡用マスタ	
184			支弁マスタ	
185			支弁集計マスタ	
186			給付明細マスタ	
187			事業所請求マスタ	
188			交付金申請・決定情報	
189			国庫負担金所要額調査情報	
190			国庫負担金精算書情報	
191			月別利用者数情報	
192			月別利用者数明細情報	
193			利用者負担区分別利用者数情報	
194			利用者負担区分別利用者数明細情報	
195			月別費用額情報	

対象業務一覧及び移行データ

NO.	対象業務	運用開始	情報名称(DB名称)	提供先(受託者)
196			月別費用額明細情報	
197			月別利用者負担額情報	
198			月別利用者負担額明細情報	
199			月別給付額・公費負担額情報	
200			月別給付額明細情報	
201			支給認定状況情報(その1)	
202			支給認定状況情報(その2)	
203			支給認定状況明細情報(その2)	
204			確認施設・事業所情報	
205			施設・事業所基本情報	
206			連携先施設等情報	
207			連携先施設等連携内容情報	
208			閉所日時等情報	
209			定員情報	
210			施設面積情報	
211			職員状況情報	
212			設置者・事業者情報	
213			認可等施設・事業所情報	
214			業務管理体制情報(設置者・事業者)	
215			認可等施設・事業所情報	
216			個人情報マスタ	
217			納期限管理マスタ	
218			延滞金率管理マスタ	
219			必要書類管理マスタ	
220			必要書類グループ管理マスタ	
221			グループ内書類一覧マスタ	
222			口座マスタ	
223			預かり保育料マスタ	
224			業務パラメータ管理マスタ	
225			仮収納マスタ	
226			(地域)基準額マスタ	
227			(地域)保育実施調査マスタ	
228			(地域)同点対応パラメータ管理マスタ	
229			定員管理マスタ	
230			《病児・病後児》利用実績マスタ	
231			(地域)必要書類管理マスタ	
232			(地域)必要書類グループ管理マスタ	
233			(地域)グループ内書類一覧マスタ	
234			《一時表》施設別契約数/定員一覧	
235			《一時表》契約/予定者一覧	
236			《一時表》待機児童一覧	
237	身体障害者手帳	平成32年1月	身体障害者手帳	株式会社アイネス
238			障害名ファイル	
239	療育手帳	平成32年1月	療育手帳	株式会社アイネス
240	精神障害者保険福祉手帳	平成32年1月	精神障害者保健福祉手帳	株式会社アイネス

対象業務一覧及び移行データ

NO.	対象業務	運用開始	情報名称(DB名称)	提供先(受託者)
241	障害福祉サービス	平成32年1月	受給者申請マスタ	株式会社アイネス
242			勅諭事項整理票ファイル	
243			判定情報マスタ	
244			判定情報マスタ[26年版]	
245			聴き取り表ファイル	
246			聴き取り表判定根拠ファイル	
247			概況調査票ファイル	
248			受給者認定マスタ	
249			支給決定情報ファイル	
250			高額障害福祉サービス費世帯情報	
251			所得情報ファイル	
252			個別減免・補足給付額管理ファイル	
253			請求書基本情報ファイル	
254			請求書明細情報ファイル	
255			明細書基本情報ファイル	
256			明細書明細情報ファイル	
257			明細書集計情報ファイル	
258			契約内容ファイル	
259			サービス利用計画作成費請求書-基本	
260			サービス利用計画作成費請求書明細情報ファイル	
261			点検済サービス提供実績記録票-基本	
262			点検済サービス提供実績記録票-明細	
263			点検済利用者負担上限額管理結果票-基本	
264			点検済利用者負担上限額管理結果票-明細	
265			地域生活支援事業 受給者申請マスタ	
266			地域生活支援事業 判定情報マスタ	
267			地域生活支援事業 受給者認定マスタ	
268			地域生活支援事業 支給決定情報ファイル	
269			地域生活支援事業 所得情報ファイル	
270			地域生活支援事業 個別減免・補足給付額管理ファイル	
271			地域生活支援事業 請求書基本情報ファイル	
272			地域生活支援事業 請求書明細情報ファイル	
273			地域生活支援事業 明細書基本情報ファイル	
274			地域生活支援事業 明細書明細情報ファイル	
275			地域生活支援事業 明細書集計情報ファイル	
276			契約内容ファイル(地域生活支援)	
277			地域生活支援事業 点検済サービス提供実績記録票-基本	
278			地域生活支援事業 点検済サービス提供実績記録票-明細	
279			受給者-基本(連合会連携:給付)	
280			受給者-支給決定(連合会連携:給付)	
281			受給者-基本	
282			受給者-支給決定	
283			事務点検結果票-基本	
284			点検結果一覧	
285			過誤申立書	
286			受給者-基本(連合会連携(戻り):給付)	
287			受給者-支給決定(連合会連携(戻り):給付)	
288			受給者-基本	
289			受給者-支給決定	
290			事務点検結果票-基本/審査結果票	
291			事務点検結果票-明細	
292			点検済介護給付費・訓練等給付費等請求書-基本	
293			点検済介護給付費・訓練等給付費等請求書-明細	
294			点検済サービス利用計画作成費請求書	
295			点検済明細書等-基本	
296			点検済明細書等-日数	
297			点検済明細書等-明細	
298			点検済明細書等-集計	
299			点検済明細書等-契約	
300			点検済サービス利用計画作成費請求書-明細	
301			点検済サービス提供実績記録票-基本	
302			点検済サービス提供実績記録票-明細	
303			点検済利用者負担上限額管理結果票-基本	
304			点検済利用者負担上限額管理結果票-明細	
305			受給者-基本(連合会連携:地域)	
306			受給者-支給決定(連合会連携:地域)	
307			事務点検結果票-基本	
308			点検結果一覧	
309			過誤申立書	
310			受給者-基本(連合会連携(戻り):地域)	
311			受給者-支給決定(連合会連携(戻り):地域)	
312			事務点検結果票-基本/審査結果票	
313			地域生活支援事業 事務点検結果票-明細	

対象業務一覧及び移行データ

NO.	対象業務	運用開始	情報名称(DB名称)	提供先(受託者)
314			点検済介護給付費・訓練等給付費等請求書-基本	
315			点検済介護給付費・訓練等給付費等請求書-明細	
316			点検済明細書等-基本	
317			点検済明細書等-日数	
318			点検済明細書等-明細	
319			点検済明細書等-集計	
320			点検済明細書等-契約	
321			聴き取り表項目マスタ	
322			事業者基本マスタ	
323			事業者詳細マスタ	
324			サービスコード基準額管理マスタ	
325			主治医管理マスタ	
326			運用パラメータ	
327			障害児支援受給者申請マスタ	
328			障害児支援勤業事項整理票ファイル	
329			障害児支援受給者認定マスタ	
330			障害児支援支給決定情報ファイル	
331			障害児支援高額障害福祉サービス費世帯情報	
332			障害児支援所得情報ファイル	
333			障害児支援請求書基本情報	
334			障害児支援請求書明細情報	
335			障害児支援明細書基本情報	
336			障害児支援明細書明細情報	
337			障害児支援明細書集計情報	
338			障害児支援契約内容	
339			障害児相談支援給付費請求書-基本	
340			障害児相談支援給付費請求書明細情報	
341			障害児支援点検済サービス提供実績記録票-基本	
342			障害児支援点検済サービス提供実績記録票-明細	
343			障害児支援点検済利用者負担上限額管理結果票-基本	
344			障害児支援点検済利用者負担上限額管理結果票-明細	
345			障害児支援受給者-基本	
346			障害児支援受給者-支給決定	
347			障害児支援受給者-基本	
348			障害児支援受給者-支給決定	
349			障害児支援事務点検結果票-基本	
350			障害児支援点検結果一覧	
351			障害児支援過誤申立書	
352			障害児支援受給者-基本	
353			障害児支援受給者-支給決定	
354			障害児支援受給者-基本	
355			障害児支援受給者-支給決定	
356			障害児支援事務点検結果票-基本/審査結果票	
357			障害児支援事務点検結果票-明細	
358			点検済障害児支援費請求書-基本	
359			点検済障害児支援費請求書-明細	
360			点検済障害児相談支援給付費請求書	
361			点検済障害児支援費明細書等-基本	
362			点検済障害児支援費明細書等-日数	
363			点検済障害児支援費明細書等-明細	
364			点検済障害児支援費明細書等-集計	
365			点検済障害児支援費明細書等-契約	
366			点検済障害児相談支援給付費請求書-明細	
367			点検済障害児支援費サービス提供実績記録票-基本	
368			点検済障害児支援費サービス提供実績記録票-明細	
369			点検済障害児支援費利用者負担上限額管理結果票-基本	
370			点検済障害児支援費利用者負担上限額管理結果票-明細	
371			受給者認定マスタバックアップ	
372			支給決定情報バックアップ	
373			地域 受給者認定マスタバックアップ	
374			支給決定情報バックアップ(地域)	
375	日常生活用具	平成32年1月	日常生活用具給付台帳	株式会社アイネス
376			日常生活用具の備考ファイル	
377			日常生活用具所得マスタ	
378			日常生活用具マスタ	
379			事業者マスタ	

対象業務一覧及び移行データ

NO.	対象業務	運用開始	情報名称(DB名称)	提供先(受託者)
380	補装具	平成32年1月	補装具費支給台帳	株式会社アイネス
381			補装具備考ファイル	
382			補装具所得マスタ	
383			補装具マスタ	
384			事業者マスタ	
385	自立支援医療	平成32年1月	自立支援医療受給者台帳	株式会社アイネス
386			自立支援医療実績ファイル	
387			自立支援医療所得マスタ	
388	障害児福祉手当	平成32年1月	福祉手当受給者台帳	株式会社アイネス
389			福祉手当支給実績	
390			所得制限マスタ	
391	特別障害者手当	平成32年1月	福祉手当受給者台帳	株式会社アイネス
392			福祉手当支給実績	
393			所得制限マスタ	
394	経過的福祉手当	平成32年1月	福祉手当受給者台帳	株式会社アイネス
395			福祉手当支給実績	
396			所得制限マスタ	
397	生活保護	平成32年1月	世帯台帳マスタファイル	北日本コンピューターサービス
398			支給マスタ	
399			支給締めファイル	
400			見舞金ファイル	
401			生活保護異動	
402			世帯支給マスタ	
403			変更異動ファイル	
404			自給援助換算マスタ	
405			個人台帳マスタ	
406			個人支給マスタ	
407			就労収入マスタ	
408			就労外収入マスタ	
409			返納金マスタ	
410			個人介護情報マスタ	
411			地代認定ファイル	
412			医療移送費明細ファイル	
413			保護証明書発行履歴ファイル	
414			特別控除マスタ	
415			医療情報マスタ	
416			交付番号管理マスタ	
417			交付番号区分対応表	
418			医療券意見書種別対応表	
419			医療台帳マスタ	
420			医療台帳2マスタ	
421			医療券蓄積分登録マスタ	
422			医療券履歴マスタ	
423			医療券請求マスタ	
424			医療券発券備考マスタ	
425			診療報酬基本マスタ	
426			診療報酬明細マスタ	
427			診療毎傷病マスタ	
428			入院退院情報マスタ	
429			受給者番号管理マスタ	
430			診療報酬病名マスタ	
431			意見書履歴マスタ	
432			ユーザー運用ファイル	
433			レセプト発行運用ファイル	
434			保護台帳(世帯)	
435			保護台帳(個人)	
436			生命保険/預貯金調査	
437			個人データ管理	
438			検診命令書発行	
439	保護台帳(個人2)			
440	生命保険/預貯金調査(世帯員)			
441	介護サービス計画マスタ			
442	事業者情報ファイル			
443	サービス情報ファイル			
444	介護券発行履歴ファイル			
445	介護負担額			
446	介護券発行無視ファイル			
447	訪問計画データ管理			
448	訪問計画データ管理			
449	機関訪問管理			
450	相談記録マスタ			
451	扶養義務者マスタ			
452	扶養義務者調査履歴ファイル			

対象業務一覧及び移行データ

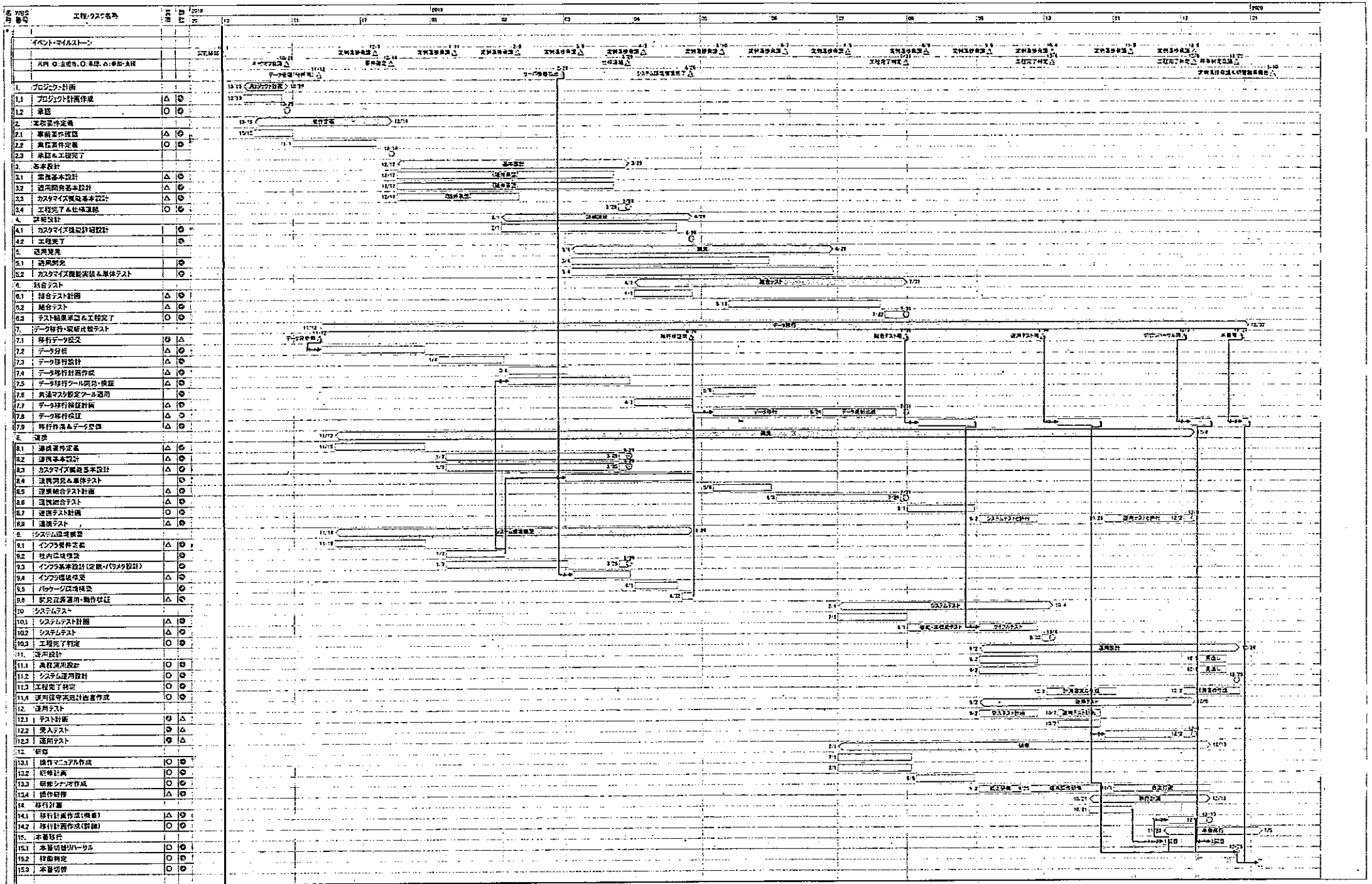
NO.	対象業務	運用開始	情報名称(DB名称)	提供先(受託者)
453			返還徴収基本マスタ	
454			返還金徴収扶助一覧マスタ	
455			返還徴収備考マスタ	
456			返還徴収設定マスタ	
457			返還徴収収納マスタ	
458			返還徴収還付マスタ	
459			経理マスタ	
460			経理種別マスタ	
461			一時扶助対応マスタ	
462			個人費用管理ファイル	
463			厚生省報告例用中間ファイル	
464			備考マスタ	
465			控除ファイル2	
466			控除ファイル1	
467			基準額(第1マスタ)	
468			基準額(第2マスタ)	
469			一時扶助管理マスタ	
470			異動事由管理マスタ	
471			学校管理マスタ	
472			就労外収入定額マスタ	
473			基準額(その他の扶助基準表)	
474			金銭換算マスタ	
475			特別控除限界値マスタ	
476			送付先住所マスタ	
477			調査機関マスタ	
478			傷病名称マスタ	
479			住宅扶助上限管理マスタ	
480			民生費マスタファイル	
481			自動発番ファイル	
482			面接記録マスタ	
483			ケース記録マスタ	
484			記録マスタ	
485			繰越時移動理由設定ファイル	
486			月次繰越認定設定ファイル	
487			支給月次繰越金処理用パラメータファイル	
488	学籍・就学事務支援	平成32年1月	教育基本	株式会社佐賀電算センター
489			教育文書	
490			メモ情報	
491			教育異動履歴	
492	営農管理	平成32年1月	【共通】業務ハラマ	営農管理業務受託業者
493			【共通】コード	
494			【共通】地目	
495			【共通】法令	
496			【共通】住所	
497			【共通】所在	
498			【農家台帳】農家	
499			【農家台帳】就農	
500			【農家台帳】年金	
501			【農家台帳】資格記録	
502			【農家台帳】支給記録	
503			【農家台帳】届出記録	
504			【農家台帳】営農	
505			【農家台帳】経営	
506			【農家台帳】農地	
507			【農家台帳】流動	
508			【農家台帳】所有	
509			【農家台帳】耕作	
510			【農家台帳】勸告	
511			【農家台帳】履歴	
512			【農家台帳】申請人	
513			【農家台帳】特記	
514			【水田台帳】需給調整農家	
515			【水田台帳】需給調整農家(補足)	
516			【水田台帳】需給調整耕作	
517			【水田台帳】需給調整耕作(補足)	
518			【水田台帳】需給調整農地	
519			【水田台帳】需給調整農地(補足)	

対象業務一覧及び移行データ

NO.	対象業務	運用開始	情報名称(DB名称)	提供先(受託者)
520	福祉共通	平成32年1月	行政基本:電話情報テーブル	株式会社アイネス
521			行政基本:口座情報テーブル	
522			行政基本:送付先情報テーブル	
523			コードマスタ	
524			備考マスタ	
525			医療機関マスタ	
526			保険者マスタ	
527			金融機関マスタ	
528			施設管理マスタ	
529			科目口座マスタ	
530			介護保険者マスタ(生活保護使用)	
531			介護保険者拡張マスタ(生活保護使用)	
532			業者マスタ	
533	業者拡張マスタ			
534	福祉共通(マイナンバー)	平成32年1月	インターフェース用支給情報	株式会社アイネス
535			インターフェース用支給情報(今回)	
536			インターフェース用支給情報(年)	
537			インターフェース用支給情報(今回)	
538	行政基本	平成32年1月	基本情報テーブル	富士通株式会社 株式会社アイネス 北日本コンピューターサービス
539			基本情報履歴テーブル	
540			電話情報テーブル	
541			本籍情報テーブル	
542			口座情報テーブル	
543			送付先情報テーブル	
544			管理人情報テーブル	
545			納付組合情報テーブル	
546			地図情報テーブル	
547			電子送達情報テーブル	
548			外国人情報テーブル	
549			オプション情報テーブル	
550			関連人情報テーブル	
551			外国人固有情報テーブル	
552			事業者基本管理	
553			診療科目管理	
554			事業者詳細管理	
555			特徴指定番号管理	
556			発番テーブル	
557			同一人物管理テーブル	
558			削除情報テーブル	
559			住所検索テーブル	
560			メモ情報テーブル	
561			漢字氏名検索テーブル	
562			カナ氏名検索テーブル	
563			発送情報テーブル	
564			返送情報テーブル	
565			宛先調査情報テーブル	
566			個別事項管理テーブル 生活保護	
567			個別事項管理テーブル 障害	
568			個別事項管理テーブル 各種手当	
569			個人番号情報テーブル	
570			法人番号情報テーブル	
571			国税庁法人番号テーブル	
572			番号連携サーバ連携状況テーブル	
573			個人番号管理(外部機関取込)テーブル	
574			情報照会内容情報	
575			所得照会結果	

【別紙07】 住居系業務システム及び共通基盤の 導入スケジュール		2018 (平成30)年度												2019 (平成31)年度											
		高土場作業												作業の移行関係											
		共同作業												作業の移行関係											
		共同作業												作業の移行関係											
No	内容	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月								
1	主要イベント (マイルストーン、修正)	※4/14完了			作業確定 仕様確定 ※丸通し開始予定の通知			保守開始の準備完了				保守開始の準備完了					※1月4日本稼働								
2	共通基盤	※共同作業 ※共同作業の移行関係	基本設計・詳細設計																						
3	業務端末制御																								
4	住居系-国民年金システム																								
5	移行システム																								
6	その他業務系業務システム																								
2.1.1	共通基盤																								
2.1.2	業務端末制御																								
2.1.3	住居系-国民年金システム																								
2.1.4	移行システム																								
2.1.5	その他業務系業務システム																								
2.2.1	共通基盤																								
2.2.2	業務端末制御																								
2.2.3	住居系-国民年金システム																								
2.2.4	移行システム																								
2.2.5	その他業務系業務システム																								
2.3.1	共通基盤																								
2.3.2	業務端末制御																								
2.3.3	住居系-国民年金システム																								
2.3.4	移行システム																								
2.3.5	その他業務系業務システム																								
2.4.1	共通基盤																								
2.4.2	業務端末制御																								
2.4.3	住居系-国民年金システム																								
2.4.4	移行システム																								
2.4.5	その他業務系業務システム																								

別紙2. 久留米市様 福祉系業務システム導入マスタースケジュール



生活保護システム構築スケジュール		顧客名	所在地	業務内容	版数	作成年月日	作成者	更新年月日	更新者											
		久留米市様		生活保護システムP (V4)	0.3	平成30年10月17日	目黒 誠人	平成30年10月29日	目黒 誠人											
カテゴリ	作業工程	平成31年度																		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
マイルストーン				★プロジェクト計画 ★キックオフ				★移行元データレイアウト受領 ★移行設計承認① ★移行設計承認②				★工程判定 (要件定義) ★基本設計ユーザーレビュー ★基本設計 (基本設計) ★運用設計確定				★工程判定 (詳細設計~結合テスト) ★工程判定 (総合テスト) ★稼働開始 ★工程判定 (運用テスト) ★稼働開始 ★工程判定 (総合テスト)				
開発	要件定義	○	○	○	業務機能一覧に基づく要件確認															
	基本設計	△	○		カスタマイズ部分の基本設計															
	詳細設計		○		カスタマイズ部分の詳細設計															
	製造		○		カスタマイズ部分の製造															
	単体テスト		○		単体テスト															
総合テスト	総合テスト① (保護決定・経理)	△	○		総合テスト①															
	総合テスト② (医療・介護・債権・その他)	△	○		総合テスト②															
運用テスト	運用テスト① (保護決定・経理)	○	△		運用テスト①															
	運用テスト② (医療・介護・債権・その他)	○	△		運用テスト②															
環境設定	運用設計・設定	○	○	○	運用設計															
	サーバーセットアップ		△	○	サーバーセットアップ															
	クライアントセットアップ	△	△	○	クライアントセットアップ															
移行	データ移行 (マスタ関係)	△	△	○	移行元レイアウト解析 要件定義 移行設計 移行製造 テスト移行① テスト移行② 本番移行															
	データ入力 (保護決定関係)	△	△	○	データ移行 要件定義 移行設計 移行製造 テスト移行① テスト移行② 本番移行															
	データ移行 (医療・介護関係)	△	△	○	移行元レイアウト解析 要件定義 移行設計 移行製造 テスト移行① テスト移行② 本番移行															
	データ移行 (債権)	△	△	○	移行元レイアウト解析 要件定義 移行設計 移行製造 テスト移行① テスト移行② 本番移行															
研修	操作説明、立会い (保護決定関係)	○	○		運用テスト向け操作説明 操作説明															
	操作説明、立会い (医療・介護関係)	○	○		操作説明 活発立会い															
	操作説明、立会い (経理関係)	○	○		新田会合① 全組合② 全組合③ 定例支給立会い															
	操作説明、立会い (統計)	○	○		新田会合① 全組合② 全組合③ 定例支給立会い															

■操作説明について
本スケジュールに記載のない操作説明 (オプションなど) については、別途協議の上設定します。

■各立会いについて
処理日に訪問いたしますので、スケジュールと異なる場合があります。

情報公開・個人情報保護審議会答申書の見直しについて

久留米市情報公開・個人情報保護審議会から実施機関への答申書の内容として、審議会の結論、実施機関による説明、審議会の判断を記載していたが、今後は審議会の結論のみを記載することとし、答申書を送付するまでの時間の短縮を図りたい。実施機関による説明及び審議会の判断の部分は、会議概要及び会議資料において明らかであり、いずれも久留米市公式ホームページ上で公開されている。なお、情報公開・個人情報保護審議会の答申書に答申の結論のみを記載している例は多くの自治体で見られる。

・見直しの内容

(変更前)

- 1 審議会の結論
- 2 実施機関による説明
- 3 審議会の判断

(変更後)

- 1 審議会の結論

・見直し内容の適用時期

平成30年第4回審議会(臨時会)の答申書から

(例) 変更前

30 答申第6号
平成30年10月26日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武藤 知之

答 申 書

平成30年9月21日付け30税市第333号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

個人県民税の納税義務者のうち、自動車税、個人事業税、不動産取得税の滞納者に係る税務情報（軽自動車の所有の有無、固定資産の所有の有無）の提供を福岡県に対しオンライン結合等により行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民税課】

【市民文化部資産税課】

1 審議会の結論

個人県民税の納税義務者のうち、自動車税、個人事業税、不動産取得税の滞納者に係る税務情報（軽自動車の所有の有無、固定資産の所有の有無）の提供を福岡県に対しオンライン結合等により行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

2 実施機関による説明

久留米市は、毎年8月頃に地方税法（以下「法」という。）第20条の11の規定により、福岡県（以下「県」という。）から個人県民税の納税義務者に係る個人情報の提供を求められており、県へ紙媒体により税務情報の提供を行っていたところ、県がより円滑に滞納整理を行えるよう、平成29年度から電子データでの提供を開始した。現在提供している情報は主に滞納者の所得に関する項目であるが、今回滞納者の財産に関する情報である「軽自動車の所有の有無」「固定資産の所有の有無」を追加しての提供を求められている。所得に関する情報に加え、差押えのできる可能性がある財産の情報を得ることで、県はより確実に債権の保全を図ることができる。

(例) 変更前

県に提供している県民税の滞納者の情報は、毎年約5,000件ののぼり、紙媒体で出力した税務情報をパソコンに入力する場合、入力誤り等の人為的なミスを生ずる可能性が高く、情報の正確性を確保できない可能性がある。県が適切に債権の保全を図るためには、このような人為的なミスを極限まで減らすことが必要であるから、オンライン結合等を行うことには公益上の理由がある。

提供方法は、インターネットから切り離された総合行政ネットワーク（LGWAN）のメール機能を使用するため、高度なセキュリティが確保されている。また、提供先である県においては、今回提供する個人情報について、福岡県個人情報保護条例に加え、電子データの運用管理者や管理方法について規定されている電子データ取扱要領に従い、管理、利用することとなるため、当該オンライン結合等により個人の権利利益が侵害されるおそれはない。

3 審議会の判断

福岡県に対しオンライン結合等により個人情報を提供することは、福岡県が税務情報を正確に把握するために必要であるとする実施機関の説明は妥当である。

また、情報提供はインターネットとは異なるLGWAN回線を使用を行い、提供された情報の管理及び利用は福岡県個人情報保護条例及び電子データ取扱要領に従ってなされるため、個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断する。

よって、冒頭のとおり結論付ける。

(例) 変更後

30 答申第6号
平成30年10月26日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武藤 知之

答 申 書

平成30年9月21日付け30税市第333号による諮問事項について、下記のとおり
答申する。

記

1 諮問事項

個人県民税の納税義務者のうち、自動車税、個人事業税、不動産取得税の滞納者に係る
税務情報（怪自動車の所有の有無、固定資産の所有の有無）の提供を福岡県に対しオンラ
イン結合等により行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条
例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民税課】

【市民文化部資産税課】

2 審議会の結論

個人県民税の納税義務者のうち、自動車税、個人事業税、不動産取得税の滞納者に係る
税務情報（怪自動車の所有の有無、固定資産の所有の有無）の提供を福岡県に対しオンラ
イン結合等により行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害す
るおそれはない。

答 申 第 2 3 号

平成28年9月15日

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会長 稲垣 総一郎

通信回線による電子計算機の結合について（答申）

平成28年8月18日付け28千市区第364号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

千葉市コンビニ交付システムにおいて千葉市の保有する個人情報を地方公共団体情報システム機構と通信回線による電子計算機の結合を行い提供することについて

2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）第10条第3項の規定に照らし、慎重に審議した結果、千葉市コンビニ交付システムにおいて、千葉市の保有する個人情報を地方公共団体情報システム機構と電子計算機の結合を行い提供することは、公益上の必要があると認められる。

なお、提供に当たっては、地方公共団体情報システム機構に対して、再委託先の安全管理措置の有効性・実効性の確保など個人情報の適正な取扱いがなされるよう求めるとともに、市としてもこれを注視していくなど、個人情報の安全性の確保に努められたい。

平30福個答申第6号
平成30年9月11日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(保健福祉局総務部国民健康保険課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕 章

個人情報の公益上の取扱いについて (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第10条第2項第6号の規定に基づき、平成30年8月16日付け保国第310号により諮問を受けました「国民健康保険レセプト点検自動化実証実験事業」の件につきましては、審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議会の結論

実施機関が、「国民健康保険レセプト点検自動化実証実験事業」を実施するにあたり、個人情報である診療報酬明細書(レセプト)データを当該事業提案者に提供することについては、レセプト点検の充実・強化及び国民健康保険の医療費適正化に寄与することから、公益上の必要性が認められるものと判断する。

なお、個人情報の中でも特に適正な取扱いを必要とする傷病名等の医療情報を提供することとなるため、情報の提供等にあたっては、レセプトデータの受渡し方法や作業環境、作業に用いるパソコン・ネットワークのセキュリティ対策、事業従事者の管理等、個人情報保護及び情報セキュリティの観点に留意した厳格な取扱いを徹底すること。

2 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年8月16日	実施機関から諮問(諮問第131号)
平成30年8月24日(第58回個人情報保護審議会)	審議

答 申 第 5 0 号
平成30年8月2日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県個人情報保護審議会
会 長 山崎 真一朗

個人情報の取扱い原則の例外事項について（答申）

平成30年4月11日付け24940-1046で諮問のあった標記について、その理由や必要性等を審議した結果、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 「オンライン結合による提供の制限」の例外事項（条例第10条第3号関係）について

諮問のあった事項については、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断され、妥当なものと認められる。